

寄 附 行 為

(令和 3 年 1 月 25 日施行)

学校法人 河 崎 学 園

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人河崎学園と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪府貝塚市水間 158 番地に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、リハビリテーション医療を担う有能な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

大阪河崎リハビリテーション大学
リハビリテーション学部
リハビリテーション学科

第 4 条の 2 削除

第 3 章 役員及び理事会

(役 員)

第 5 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 人
- (2) 監事 2 人

2 理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事のうち 1 人を副理事長とすることができる。副理事長は、理事総数の過半数の議決により選任し、副理事長の職を解任するときも、同様とする。

4 理事（理事長，副理事長を除く。）のうち 1 人を常任理事とし，理事総数の過半数の議決により選任する。常任理事の職を解任するときも，同様とする。

（理事の選任）

第 6 条 理事は，次の各号に掲げる者とする。

(1) 学長

(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 3 人

(3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 2 人

2 前項第 1 号及び第 2 号の理事は，学長又は評議員の職を退いたときは，理事の職を失うものとする。

（監事の選任及び職務）

第 7 条 監事は，この法人の理事，職員（学長，教員その他の職員を含む。以下同じ。），評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）若しくは役員（その親族その他特殊の関係がある者以外の者）であって理事会において選出した候補者の中から，評議員会の同意を得て，理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては，監事の独立性を確保し，かつ，利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 監事は，次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について，毎会計年度，監査報告書を作成し，当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果，この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは，これを文部科学大臣に報告し，又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするため必要あるとき，理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について，理事会に出席して意見を述べること。

4 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(親族関係者等の制限)

第8条 この法人の理事のうちには、各理事について、その親族その他特殊関係がある者が1人を越えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事は、相互にその親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(役員任期)

第9条 役員(第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務その職務(理事長、副理事長及び常任理事にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

- (4) その他この法人の役員としてふさわしくない非行があったとき
- 2 役員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了。
 - (2) 辞任。
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員報酬)

第 12 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(理事会)

第 13 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 第 7 条第 4 項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第 13 項の規定による排斥のため、過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第 14 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事長の職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長の職務)

第 16 条 副理事長は、理事長を補佐する。

(常任理事の職務)

第 16 条の 2 常任理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第 17 条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第 18 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、またその職務を行う。

(議事録)

第 19 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事 2 人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 20 条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、13 人以上 17 人以内の評議員を以って組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内にこれを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

7 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、第 12 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第 21 条 第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第 2 項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第 22 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入を以って償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬，賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（評議員会の意見具申等）

第 23 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第 24 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちから評議員会において選任した者
5人以上7人以内
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、理事会において選任した者 1人
- (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者
7人以上9人以内

2 前項第 1 号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

（任 期）

第 25 条 評議員の任期は 3 年とする。ただし、補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第 26 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 死亡。

第 27 条 削除

第 5 章 資産及び会計

(資産)

第 28 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 29 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に繰り入れられる財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に繰り入れられる財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定ある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分制限)

第 30 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、設置する学校の教育に重大な支障をきたさない範囲内で、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由のあるときは、理事会において、理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 31 条 基本財産及び運用財産の積立金は、確実な有価証券を購入し、

又は確実な信託銀行に信託し，又は確実な銀行に定期預金とし，若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 32 条 この法人の設置する学校の運営に要する費用は，基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実，授業料収入，入学金収入，検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 33 条 この法人の会計は，学校法人会計基準により行なう。

(予算，事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 34 条 この法人の予算及び事業計画は，毎会計年度開始前に，理事長が編成して，理事会において，出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも，同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は，5 年以上 8 年以内において理事会で定める期間ごとに，理事長が編成し，理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも，同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 35 条 予算を以って定める者を除くほか，新たに義務の負担をし，又は権利の放棄をしようとするときは，理事会において，出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金は除く。）についても，同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 36 条 この法人の決算は，毎会計年度終了後 2 月以内に作成し，監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は，毎会計年度終了後 2 月以内に，決算及び事業の実績を評議員会に報告し，その同意を得なければならない。

(財産目録の備付及び閲覧)

第 37 条 この法人は毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録，貸借対照表，

収支計画書，事業報告書及び役員等名簿（理事，監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は，前項の書類，監査報告書，役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き，請求があった場合には，正当な理由がある場合を除いて，これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず，この法人は，役員等名簿について同項の請求があった場合には，役員等名簿に記載された事項中，個人の住所に係る記載の部分を除外して，同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第 37 条の 2 この法人は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，遅滞なく，インターネットの利用により，当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき，又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録，貸借対照表，収支計算書，事業報告書及び役員等名簿を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

（資産総額の変更登記）

第 38 条 この法人の資産総額の変更は，毎会計年度末の現在により，会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第 39 条 この法人の会計年度は，4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 6 章 解散及び合併

（解 散）

第 40 条 この法人は，次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で，理事会に

おける出席した理事の 3 分の 2 以上の議決

(3) 合 併

(4) 破 産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 41 条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人その他教育の事業を行う者に帰属する。

(合 併)

第 42 条 この法人を合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 43 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において、出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 8 章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第 44 条 この法人は、第 37 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えておかななければならない。

(1) 役員及び評議員の名簿及び履歴書

(2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は，学校法人河崎学園の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第 46 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は，理事会が定める。

(私立学校法の適用)

第 47 条 この寄附行為に規定しない事項は，すべて私立学校法の規定による。

(責任の免除)

第 48 条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は，職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく，その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には，私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により免除することができる額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第 49 条 理事（理事長，副理事長，常任理事，業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は，当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは，金 10 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は，次のとおりとする。

理事（理事長）	河 崎 茂
理 事	河 崎 建 人

理 事	井 田 直 美
理 事	志 賀 善 治
理 事	田 中 典 彦
理 事	木 下 博 勝
監 事	池 尻 久 和
監 事	重 里 晃

2 第 23 条第 1 項第 2 号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは学校の卒業生が年齢 25 年以上になるまでの間、「生徒の父兄」と読み替える。

3 この寄附行為は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 13 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 16 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、平成 17 年 10 月 14 日から施行する。

2 この法人組織変更時の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	河 崎 茂
理事（副理事長）	河 崎 建 人
理事	水 野 肇
理事	矢 内 純 吉
理事	上 好 昭 孝
理事	轟 木 長 紘
監事	池 尻 久 和
監事	甲 田 辰 吉

附 則

この寄附行為は、平成 17 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 20 年 3 月 31 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 29 年 5 月 30 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は，文部科学大臣の認可の日（平成 29 年 11 月 22 日）から施行する。

附 則

令和 2 年 2 月 12 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は，文部科学大臣の認可の日（令和 3 年 1 月 25 日）から施行する。

新 旧 の 比 較 対 照 表	
新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>大阪河崎リハビリテーション大学 <u>大学院 リハビリテーション研究科</u> リハビリテーション学部 リハビリテーション学科</p> <p><u>附 則</u> <u>令和〇年〇月〇日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>大阪河崎リハビリテーション大学 (新設) リハビリテーション学部 リハビリテーション学科</p>

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類							
区 分	年 度		令和2 年度	開設年度の前年度	開設年度	令和5 年度	合 計
	設置経費	校 地 (うち造成費)		— 千円	— 千円	— 千円	— 千円
施 設		基 準 内	11,747千円	24,478千円	— 千円	— 千円	36,225千円
		基 準 外	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円
設 備		図 書	— 千円	703千円	— 千円	— 千円	703千円
		教 具 校 具 備 品	— 千円	2,038千円	— 千円	— 千円	2,038千円
小 計		11,747千円	27,219千円	—	—	38,966千円	
新設校の開設年度の経常経費							
合 計			11,747千円	27,219千円	—	—	38,966千円

既設校からの 転共用	施 設	基 準 内	13,736 千円
		基 準 外	0 千円
	設 備	図 書	2,787 千円
		教 具・校 具・備 品	1,153 千円

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
第2号基本金引当特定資産	38,966千円	第2号基本金として令和2年度に組入れられた第2号基本金引当特定資産(大学院施設設備整備事業)38,966千円のうち令和2年度に11,747千円(建設工事費10,256千円、設計・監理料1,456千円、事前調査費35千円)を支出し、その残27,219千円を財源に充当する。 新校舎建設のため、旧校舎解体費について5,634,420円を第2号基本金引当特定資産(大学院施設設備整備事業)から充当
合 計	38,966千円	

財産目録総括表

科目	年度	年度末 (開設年度から3年前の年度)	年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和3年3月31日)
一 基本財産		2,011,463千円	2,125,298千円	2,125,298千円
二 運用財産		2,250,100千円	2,083,805千円	2,083,805千円
三 負債額		347,558千円	408,824千円	408,824千円
1 固定負債		145,837千円	140,903千円	140,903千円
2 流動負債		201,721千円	267,920千円	267,920千円
四 基本財産+運用財産		4,261,563千円	4,209,103千円	4,209,103千円
五 純資産(四-三)		3,914,005千円	3,800,279千円	3,800,279千円

貸借対照表

令和 3年 3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	3,233,254,475	3,288,532,942	△ 55,278,467
有形固定資産	2,125,297,671	2,011,463,272	113,834,399
特定資産	1,104,878,230	1,273,000,000	△ 168,121,770
その他の固定資産	3,078,574	4,069,670	△ 991,096
流動資産	975,848,366	973,030,333	2,818,033
資産の部合計	4,209,102,841	4,261,563,275	△ 52,460,434
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	140,903,463	145,836,870	△ 4,933,407
流動負債	267,920,224	201,721,058	66,199,166
負債の部合計	408,823,687	347,557,928	61,265,759
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	4,478,451,838	3,844,934,028	633,517,810
第1号基本金	3,998,264,322	3,785,923,012	212,341,310
第2号基本金	421,176,500	0	421,176,500
第4号基本金	59,011,016	59,011,016	0
繰越収支差額	△ 678,172,684	69,071,319	△ 747,244,003
純資産の部合計	3,800,279,154	3,914,005,347	△ 113,726,193
負債及び純資産の部合計	4,209,102,841	4,261,563,275	△ 52,460,434

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

○ 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和3年度	大阪河崎リハビリテーション大学研究科棟建設工事	RC造5階建1,297.00㎡ (建築予定地) 大阪府貝塚市水間158	R4年2月着工	大学院及び学部 共用
	大阪河崎リハビリテーション大学研究科棟建設工事設計・監理	RC造5階建1,297.00㎡ (建築予定地) 大阪府貝塚市水間158	R4年2月着工	大学院及び学部 共用
	大阪河崎リハビリテーション大学大学院設置に係る図書 の購入	図書 19冊	令和3年6月購入	大学院専用
		図書 61冊	令和3年6月購入	大学院専用
	大阪河崎リハビリテーション大学大学院設置に係る教育機器備品の購入	教育機器備品 一式	令和4年3月購入 予定	大学院及び学部 共用
	大阪河崎リハビリテーション大学大学院設置に係る教育機器(機材)の購入	教育機材 一式	令和4年3月購入 予定	大学院及び学部 共用
	大阪河崎リハビリテーション大学大学院設置に係る教育機器(PC)の購入	教育機器(PC)一式	令和4年3月購入 予定	大学院及び学部 共用
	大阪河崎リハビリテーション大学図書購入整備	図書 590冊及び電子 ジャーナル	令和3年4月～ 令和4年3月購 入	大学院及び学部 共用
	大阪河崎リハビリテーション大学教育機器備品整備	教育機器一式	令和3年4月～ 令和4年3月購 入	リハビリテーション 学部専用

令和4年度	大阪河崎リハビリテーション大学大学院購入整備	図書及び電子ジャーナル一式	令和4年3月～令和5年3月購入	大学院及び学部共用
	大阪河崎リハビリテーション大学図書購入整備	図書 590冊及び電子ジャーナル	令和4年3月～令和5年3月購入	大学院及び学部共用
	大阪河崎リハビリテーション大学大学院教育機器備品整備	教育機器一式	令和4年3月～令和5年3月購入	大学院及び学部共用
	大阪河崎リハビリテーション大学教育機器備品整備	教育機器一式	令和4年3月～令和5年3月購入	リハビリテーション学部専用
令和5年度	大阪河崎リハビリテーション大学大学院図書購入整備	図書及び電子ジャーナル一式	令和5年4月～令和6年3月購入	大学院及び学部共用
	大阪河崎リハビリテーション大学図書購入整備	図書 590冊及び電子ジャーナル	令和5年4月～令和6年3月購入	大学院及び学部共用
	大阪河崎リハビリテーション大学大学院教育機器備品整備	教育機器一式	令和5年4月～令和6年3月購入	大学院及び学部共用
	大阪河崎リハビリテーション大学教育機器備品整備	教育機器一式	令和5年4月～令和6年3月購入	リハビリテーション学部専用

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	完 成 年 度
		新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		8,360	14,320
手数料収入		300	300
寄付金収入		0	0
補助金収入		0	0
資産売却収入		0	0
付随事業・収益事業収入		0	0
受取利息・配当金収入		0	0
雑収入		0	0
借入金等収入		0	0
前受金収入		8,360	8,360
その他の収入		0	0
資金収入調整勘定		0	-8,360
前年度繰越支払資金		0	5,411
収入の部合計		17,020	20,031

(支出の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	完 成 年 度
		新設校分	新設校分
人件費支出		5,060	5,100
教育研究経費支出		2,055	3,082
管理経費支出		1,794	1,966
借入金等利息支出		0	0
借入金等返済支出		0	0
施設関係支出		0	0
設備関係支出		2,700	2,700
資産運用支出		0	0
その他の支出		0	0
[予備費]		0	0
資金支出調整勘定		0	0
翌年度繰越支払資金		5,411	7,183
支出の部合計		17,020	20,031

様式第10号その2(第12条関係)

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目		年度	開設年度	完成年度
			新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	8,360	14,320
		手数料	300	300
		寄付金	0	0
		経常費等補助金	0	0
		付随事業収入	0	0
		雑収入	0	0
		教育活動収入計	8,660	14,620
	支出	人件費	5,060	5,100
		教育研究経費	4,303	5,330
		管理経費	1,902	2,073
		徴収不能額等	0	0
教育活動支出計		11,265	12,504	
	教育活動収支差額	-2,605	2,116	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	0	0
		その他の教育活動外収入	0	0
		教育活動外収入計	0	0
	支出	借入金等利息	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0
		教育活動外支出計	0	0
	教育活動外収支差額	0	0	
	経常収支差額	-2,605	2,116	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0
		その他の特別収入	0	0
		特別収入計	0	0
	支出	資産処分差額	0	0
		その他の特別支出	0	0
		特別支出計	0	0
	特別収支差額	0	0	
	[予備費]	0	0	
	基本金組入前当年度収支差額	-2,605	2,116	
	基本金組入額合計	-1,470	-1,470	
	当年度収支差額	-4,075	646	
	前年度繰越収支差額	0	-4,075	
	基本金取崩額	0	0	
	翌年度繰越収支差額	-4,075	-3,428	

(参考)

事業活動収入計	8,660	14,620
事業活動支出計	11,265	12,504